



2024年2月28日

各 位

会社名 サムティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川靖展
(東証プライム市場・コード3244)
問合せ先 経営企画部 IR室 定塚泉美
電話番号 03-5224-3139

2023年11月期有価証券報告書に係る監査報告書
における限定付適正意見に関するお知らせ

当社は、第42期(2023年11月期)の連結財務諸表において、限定付適正意見のついた独立監査人の監査報告書を本日受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査を実施した監査法人の名称

監査法人アリア

2. 監査報告書の内容

受領した第42期(2023年11月期)の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠は以下(原文抜粋)のとおりです。

限定付適正意見の根拠

会社は、特定の取引先(以下「A社」という。)との取引に関連し、過年度決算における会計上の連結対象範囲の判断等についての疑義が判明したことを受けて、外部の弁護士及び公認会計士による特別調査委員会を設置して調査を進め、特別調査委員会より2023年3月6日付で調査報告書を受領した。同調査報告書においては、2009年3月27日から2014年9月29日までの期間については、A社株式を保有するG社及びH社(会社の創業者であり前代表取締役会長の森山茂氏(以下「森山氏」という。)及び同じく創業者のf氏それぞれの資産管理会社)が、会社の「緊密な者」(以下「緊密者」という。)に該当し、かつ、A社の財務及び営業または事業の方針を決定する機関を支配している可能性が

あると認められるため、A社は会社の子会社に該当する可能性が高いとされている。また、2014年9月30日にA社の全株式がG社及びH社からA社の代表取締役であったc氏（2010年10月20日に就任し、現任。）に譲渡され、調査期間末日の2023年3月5日に至るまでA社の代表取締役c氏がA社の全ての議決権を所有しているが、c氏は会社の緊密者又は同意している者に該当せず、また、会社が企業会計基準第22号第7項（2）②から⑤に規定されている要件（以下「支配要件」という。）を充足しているとは認められないため、A社は会社の子会社には該当しないとされている。会社は、この調査報告書の内容を踏まえ、2014年9月29日までの期間については、A社は会社の子会社に該当する可能性があると判断する一方で、2014年9月30日以降の期間については、A社は会社の子会社に該当せず連結対象範囲に含める必要はないと判断している。

しかし、前連結会計年度の前任監査人の監査では、2014年9月30日以降の期間について、会社とA社の親密な関係性に関し、緊密者該当性及び支配要件充足性の判定に与える影響が軽微であると評価するためには、より強い証拠力を持つ監査証拠が必要となると考えられ、会社が利用する特別調査委員会の調査結果の基礎となる関係者から提供された関係資料やヒアリング供述内容の真偽及び完全性並びに網羅性の検証を含む、支配の有無を一義的に判断するに至るまでの客観的かつ十分な記録や証拠を入手できず、主として、過年度におけるA社への以下のホテル「物件①」及び「物件③」の販売用不動産の売却取引に係る売却益に関してA社を子会社として連結の範囲に含めて未実現利益が消去されるべきであったか否か、そして、その未実現利益の消去に伴い販売用不動産、繰延税金資産、利益剰余金について修正が必要となるかどうかについて、判断するための十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったとして、前連結会計年度の前任監査人の監査意見は、限定付適正意見となった。

物件名 売却時期 売却額（百万円）

ホテル「物件①」 2016年11月 2,900

ホテル「物件③」 2019年2月 4,300

（注）文中の氏名等の略称は、2023年3月7日付「特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」に添付された「調査報告書（開示版）」に用いられているものを使用した。なお、ホテル「物件①」は2018年3月に会社がA社から再度取得している。

当監査法人は、前任監査人指摘の限定事項に関し、特別調査委員会の調査結果、前任監査人の監査結果や会社の状況等を踏まえ、当連結会計年度の連結財務諸表について影響を慎重に検討した。

当連結会計年度においては、特定の取引先A社との関係性が指摘されていた森山氏が2023年2月27日付で代表取締役会長から退任したことで、その後の再発防止策の実行により、会社と特定の取引先A社との関係性はさらに希薄化したため、A社は会社の子会社に該当せず連結対象範囲に含める必要はないと判断した。このため、当連結会計年度においては、A社が保有するホテル「物件③」の未実現利益の限定事項は解消していると判断した。さらに、会社は、当連結会計年度に、ホテル「物件①」を会社グループ外の第三者に売却したため、前連結会計年度の限定事項は完全に解消したと判断した。

しかしながら、前連結会計年度については、前任監査人の指摘事項は解消しておらず、A社を子会社として連結の範囲に含めてこれらの未実現利益が消去されるべきであったか否か等について、前任監査人と同様に、当監査法人も、十分かつ適切な監査証拠を入手できていない。

この結果、当連結会計年度においては、過年度に会社がA社から再取得し、未実現利益を含む可能性のあるホテル「物件①」の販売用不動産が、前連結会計年度から繰越され、当連結会計年度の販売用不動産の期首残高に含まれており、当連結会計年度に会社グループ外の第三者に売却され利益を計上したことから、過年度に消去すべきであった可能性の

あるホテル「物件①」の未実現利益相当が当連結会計年度の売上原価に影響を及ぼしている可能性があるが、これらを含む当連結会計年度の売上原価、期首利益剰余金等について修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

これらの影響は、当連結会計年度の売上原価、期首利益剰余金等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

3. 監査報告書の受領日

2024年2月28日

4. 今後の対応

当社は、2023年8月31日付「販売用不動産（ホテル）の売却による監査報告書並びに四半期レビュー報告書に係る限定事項解消に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社が第39期以降に監査法人から受領した監査報告書及び四半期レビュー報告書において限定付適正意見、限定付結論（以下限定付意見等）の根拠として示されている『ホテル「物件①」』を企業外部の第三者に売却いたしました。

これにより監査報告書並びに四半期レビュー報告書に係る限定事由は解消しております。

当社は一連の会計上の疑義を招いたことを真摯に受け止め、今後におきましても2023年3月31日付「再発防止策の策定及び役員報酬の自主返上に関するお知らせ」にて公表しました会計コンプライアンス宣言並びに再発防止策の実践を通じた適正開示を継続する所存です。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。今後ともご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以 上